

令和 6 年 度

第 1 回定例監査及び行政監査結果報告書

指導部

(学校教育課・こども青少年課・学校給食調理場)

浦 添 市 監 査 委 員

目 次

第1	監査の対象		1
第2	監査の期間		1
第3	監査の方法		1
第4	監査を実施した監査委員		1
第5	監査の結果		1
第6	指摘事項等		
1	指摘事項等の内容別件数		2
2	是正事項		2
3	注意事項		3
第7	むすび		4

第1 監査の対象

1 対象範囲

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに執行された予算に係る事務

2 対象部署

・ 指導部

学校教育課・こども青少年課・学校給食調理場

第2 監査の期間

令和6年12月4日から令和7年2月17日まで

第3 監査の方法

今回の定例監査及び行政監査は、提出された監査調書により、関係帳簿等との照合及び確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、事務処理の適否等について実施した。

第4 監査(説明の聴取)を実施した監査委員

実施年月日	監査対象所属	監査委員
令和7年2月17日(月)	・ 学校教育課 ・ こども青少年課 ・ 学校給食調理場	宮 島 達 彦 仲 間 烈

第5 監査の結果

監査の結果について、各部署の事務はおおむね良好に行われていることが認められたが、一部の事務において、適正でないものや検討又は注意が必要な事項が見受けられたので以下、後述する。なお、軽易な事項については、それぞれ監査の過程において触れたので省略する。

第6 指摘事項等

指摘事項等については、次のとおりである。

1 指摘事項等の内容別件数

(単位 件)

区分(※注1) 部局・課名		指摘事項等の内容別件数(※注2)			
		指摘事項	是正事項	注意事項	合計
指導部	学校教育課	—	6	11	17
	こども青少年課	—	1	2	3
	学校給食調理場	—	—	5	5
合 計		—	7	18	25

(※注1) 指摘事項等の区分は、次のとおりである。

ア 指摘事項 重大な違法、不当及び不正の状況があるもの

イ 是正事項 改善を要する悪い状況を改め正す必要があるもの

ウ 注意事項 好ましくない状況があるので、気を付けるよう申し述べる必要があるもの

(※注2) 内容別件数には、次頁以降の共通事項の指摘事項等の件数を含む。

2 是正事項

(1) 契約事務について

【個別・学校教育課】

契約に基づき実施した業務に対する支払いについて、一部の支払い根拠が不明確なもの

【個別・こども青少年課】

執行伺及び契約書において、執行予定額及び契約金額が50万円以上となっているが、契約書作成及び予定価格の設定がなされていないもの。

(2) 補助金に関することについて

【個別・学校教育課】

(ア) 同一の補助金に係る交付金額の算定について、消費税の扱いに差があるもの

- (イ) 同一の補助金に係る交付金額の算定について、旅客施設使用料の扱いに差があるもの
- (ウ) 補助金の交付について、要項の解釈を誤り、補助を行っているもの

(3) 歳入について

【個別・学校教育課】

水道料金の改定を見落とし、学校内施設水道使用料を過少に請求しているもの

(4) 理科実験用薬品の適正管理について

【個別・学校教育課】

薬品台帳（受払簿）が無いもの、または薬品の転倒・転落防止策が取られていないもの等、厳正かつ適正な管理がされていないもの

3 注意事項

(1) 文書事務について

【指導部共通】

起案用紙の施行年月日及び完結年月日について、文書取扱規程第 36 条に定めのない日付または同規程第 38 条の規定と相違している日付が記載されているもの
(学校教育課・こども青少年課・学校給食調理場)

【個別・学校教育課】

- (ア) 起案文書を一部公開とする理由の該当条項に誤りのあるもの
- (イ) 起案用紙の合議欄において「後閲」の表示があるもの

(2) 契約事務について

【指導部共通】

前年度に起案した執行伺本文中に「準備行為」である旨の記載及びそれに付随する文言の記載がないもの（学校教育課・学校給食調理場）

【個別・学校教育課】

- (ア) 契約保証金において契約規則第 6 条第 1 項第 3 号に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載がされていないもの

- (イ) 予算執行を伴う起案において、予算の根拠となる資料の添付がないもの
- (ウ) 執行伺本文及び締結伺本文に記載された予算残額が、予算根拠資料の予算残額と相違しているもの
- (エ) 3年以上前の市況状況により提出された要望書に基づき、直近の市況調査を行うことなく、契約を行っているもの

【個別・学校給食調理場】

- (ア) 随意契約において、見積徴取予定業者の選定伺を行っていないもの
- (イ) 契約締結伺において、契約規則第6条に関する内容の記載等がされていないもの

(3) 補助金について

【個別・学校教育課】

- (ア) 補助金交付決定伺の起案において予算の根拠となる資料の添付がないもの
- (イ) 補助金交付決定伺に記載された執行済額及び予算残額が、予算根拠資料の額と相違しているもの

【個別・こども青少年課】

補助金交付を受けた団体から提出される決算書及び監査報告書において、誤り等があるもの

(4) 切手管理について

【指導部共通】

年度末に、当年度中に必要枚数以上の切手を購入しているもの

(学校教育課・学校給食調理場)

第7 むすび

契約事務について、契約金額が50万円以上となっているが、契約書作成及び予定価格の設定がなされていないものがあった。契約規則等に則った事務を行うよう努められたい。

補助金の交付金額の算定において、消費税などの取り扱いで算定方法に誤りがある

ものがあつた。補助金の交付事務については、関係規程等を確認し適正な事務処理に努められたい。

歳入について、使用料改定を見落とし過小に請求しているものがあつた。各種歳入事務については、料金改定等を都度確認し適切に反映するよう努められたい。

今回の監査において、事務の不適切な処理が、軽易な事項も含め多くみられた。再発を防止するために、今回の事案にかかる経緯及び原因を十分精査・検証し、課内におけるチェック体制の確立も含め、執行のあり方について十分に検討されたい。

市長におかれては、令和2年4月1日施行の地方自治法第150条第2項に基づく内部統制について、担任する事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき職員研修等必要な体制を整備するよう努められたい。